

## 〔小学校理科教育等設備台帳作成要領〕

## 1 対象学校

理科教育設備整備費等補助金の交付対象となる公立及び私立の小学校において作成すること。

なお、作成する学校種別毎に総括表の「小学校理科教育等設備整備台帳（理科設備）」の「小学校」をそれぞれ、「視覚特別支援学校（小学部）」、「③聴覚特別支援学校（小学部）」又は、「肢体不自由者等特別支援学校（小学部）」と読み替え、また、算数設備については、「（理科設備）」を「（算数設備）」と読み替え、それぞれ作成すること。

## 2 作成時期

各年 3 月 31 日現在において作成すること。

## 3 作成責任者

校長

## 4 対象設備

理科教育設備整備費等補助金に係る理科設備又は算数設備の状況について作成すること。

## 5 総括表について

(1) 「平成 23 年 3 月 31 日現在の現有額」は、「設備表」の「平成 23 年 3 月 31 日現在の現有状況」の「現有額」の合計額を記入すること。

(2) 「学校規模」は、当該年度の 5 月 1 日現在で、「学校基本調査」に記載された学級数等を記入すること。

なお、特別支援学級を設置する場合は、内数で、特別支援学級数及び学校教育法第 8 1 条に定める知的障害、肢体不自由等の障害種別を記入すること。

(3) 「基準金額」は、理科教育設備整備費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別記 2-1 に定める「1 校当たりの基準金額」を記入すること。

(4) 「前年度末の現有額」は、平成 23 年度においては、「平成 23 年 3 月 31 日現在の現有額」を、平成 24 年度以降においては、「設備表」の「年度末における現有状況-現有額」の合計額を記入すること。

(5) 「国庫補助による整備額」は、「設備表」の「整備状況等-国庫補助-整備額」の合計額を、「うち国庫補助金額」は、交付要綱第 13 条 1 項に定める「確定額」を記入すること。

(6) 「国庫補助以外による整備額」は、「設備表」の「整備状況等-国庫補助以外-整備額」の合計額を記入すること。

(7)「廃棄等による処分額」は、「設備表」の「整備状況等-廃棄等-金額」の合計額を記入すること。

(8)「台帳作成者 職・氏名」は、実際に台帳の記入にあたった者の職名及び氏名を記入すること。

## 6 品目別整備状況一覧表について

(1)「基準品目」は、交付要綱別表に定める理科設備については、「計量器、実験機械器具、野外観察調査用具、標本及び模型」を算数設備については、「提示説明器具、実験実習器具及び計算器具」の区分及び各品目をそれぞれ記入すること。

また、それぞれの区分ごとに小計を算出すること。

(2)「基準数量」及び「(うち重点設備)」は、交付要綱別表第1に定める数量及び重点設備の数量を記入すること。

(3)「現有数量」は、各年3月31日現在の現有数量を記入すること。

(4)「現有率」は、各年3月31日現在の現有数量を基準数量で除した数値を記入すること。

(4)「現有金額」は、各年3月31日現在の現有金額を記入すること。

## 7 設備表について

(1)「区分」は、交付要綱別表に定める理科設備については、「計量器、実験機械器具、野外観察調査用具、標本及び模型」を、算数設備については、「提示説明器具、実験実習器具及び計算器具」の区分を記入すること。

また、それぞれの区分ごとに小計を算出すること。

(2)「品目」及び「基準数量」は、交付要綱別表に定める品目及び数量を記入すること。

(3)「構成品名」は、「品目」に該当する整備品名（製作した設備を含む。）を品名ごとに記入し、重点設備については、「○」を付すること。

(4)「平成23年3月31日現在の現有状況」は、現有設備のうち、交付要綱別表に定める品目に該当するすべての設備（取得価格が1個又は1組1万円未満の設備を含む。）の数量及び現有額を記入すること。なお、現有額は、取得時の価格により算出すること。

(5)「整備状況等-国庫補助」は、国庫補助の対象となったすべての設備の整備数量及び整備額を記入すること。この場合、交付要綱別記2に定める「別表に定める品目（品名）に該当しない品目（品名）（以下「品目外品目」という。）については、「品目」に「その他」と記入し、「構成品名」に当該整備品名を記入して、それぞれの整備数量及び整備額を記入すること。

ただし、「品目外品目」に係る「基準数量」は、記入する必要のないこと。

なお、整備額は、取得額により記入すること。

- (6)「整備状況等-国庫補助以外」は、国庫補助以外の補助事業者単独事業や寄付等による整備数量及び整備額を記入すること。この場合、交付要綱別表に定める品目に該当しない設備及び取得価格が1個又は1組1万円未満の設備は含まないものとする。

なお、整備額は、取得額により記入すること。

- (7)「廃棄等」は、廃棄等により財産処分した設備の数量及び金額を記入すること。この場「金額」は取得時の価格により算出すること。

- (8)「年度末における現有状況」は、平成23年度においては、「平成23年3月31日現在の現有状況」の数に、「整備状況等-国庫補助」及び「整備状況等-国庫補助以外」の数を加え、「整備状況等-廃棄等」の数を差し引いて算出すること。

また、平成24年度以降においては、前年度の「年度末における現有状況」の数をもとに、平成23年度の場合と同様の方法により算出すること。

# 小学校理科教育等設備整備台帳(理科設備)

## 総括表

平成23年3月31日現在の現有額	平成23年度				平成24年度				平成34年度				
	学級規模(5月1日現在)				学級規模(5月1日現在)				学級規模(5月1日現在)				
	学級数	1~6学年		学級数	学級数	学級数	1~6学年		学級数	学級数	学級数	1~6学年	
		うち特別支援学級	学級数				学級	学級				うち特別支援学級	学級数
		障害種別	児童数		人			児童数	人			児童数	人
基準金額①													
前年度末現有額②													
差引①-②=③													
当該年度の整備額	国庫補助による整備額④												
	うち国庫補助金額⑤												
	国庫補助以外による整備額⑥												
	計 ④+⑥=⑦												
廃棄等による処分量⑧													
当該年度末の現有額②+⑦-⑧=⑨													
台帳作成者 職・氏名													
台帳作成責任者 職・氏名													



